

平成26年度 事業報告

I 業務に関する事項

1. コンプライアンス体制確立プログラムに基づく特別事業

「コンプライアンス体制確立プログラム」は、平成23年1月の商先法の完全施行に伴う不招請勧誘の原則禁止及び会員のビジネスモデル（相手方及び方法）の多様化といった諸情勢の変化を踏まえ、新たな法体系の下で求められるコンプライアンス体制の確立に向け、本会と会員が一体となってコンプライアンスレベルの向上を図るため、第109回理事会（平成24年9月26日開催）において決定したものであり、本年度も引き続き以下の諸施策を実施した。

(1) コンプライアンス体制の確立

昨年度は、個人顧客を対象とした対面取引を取り扱う会員25社に対して、社内監査体制等に関する確認監査を実施し、必要に応じて社内監査体制等の見直しやコンプライアンス・リスクの洗い出し、評価、見直し等を実施するよう指導した。

これらコンプライアンス・リスクの洗い出し等を行うことは、社内管理体制の実効性を判断する根拠ともなることから、コンプライアンス・リスクが高いと判断される業務については、その適切性を確認するためのモニタリングが継続的に実施されることが重要である。

本年度は、社内管理体制を有効に機能させる上で重要な要素となるモニタリング体制に着目し、引き続き対面取引を取り扱う会員25社に対して、モニタリングの実施体制に関する確認監査を実施することとし、先ず会員8社に対して実施した。

(2) 外務員の資質向上

① 外務員教育教材の制作と刊行

外務員に求められる知識水準の持続的な向上を図るため、外務員登録資格試験における外務員に求めるべき知識を明確にした「外務員用シラバス（手引書）」を刊行した。

また、計算問題を中心とした「コモディティハンドブック（副読本）」を作成し、平成27年5月に刊行した。

② 会員の社内研修への講師の派遣

会員の法令遵守に関する社内研修の実施に当たり、会員の要請に応じて本会事務局職員を講師として派遣しており、本年度は会員1社に講師を派遣した。

(3) 協会事業の展開

① 未取引の苦情が発生した場合の会員に対する指導

「商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置について」（平成23年1月26日理事会決定）により、相談センターに商品取引契約の締結の勧誘に関する苦情（取引に至っていないもの、以下「未取引の苦情」という。）の申出があった場合、会員の営業部門、管

理部門の責任者及び関与した外務員本人から直ちにヒアリングを実施し、事実関係を確認した上で効果的な改善を促す等の機動性を重視した指導を行ってきた。

その後、未取引の苦情に関与した外務員には、商品取引契約の締結に係る勧誘行為を5営業日の間自粛するよう求めている。

本年度は、2件の未取引の苦情が発生し、当該外務員に5営業日の間自粛を求め、併せて会員2社に対して指導を実施した。

② 苦情・紛争の多い会員への指導

平成23年1月以降に本会相談センターに申出のあった苦情紛争並びに本会に報告のあった商品取引事故及び自社受付の苦情に係る件数が、委託者数に比較して多いと認められた会員1社に対し、コンプライアンス体制確立プログラム及び商品先物取引業務に関する規則第19条に基づき、当該苦情紛争及び商品取引事故の原因究明及びその分析、並びに改善措置に関する報告を要請した。

③ 会員の実務の改善に結びつく情報提供の充実

トラブル防止のための情報として提供している「相談（問い合わせ）状況通知書」、「苦情処理状況通知書」、「苦情及び紛争処理結果（処理事例）」について、昨年度に引き続き直接会員を訪問してその利用を呼び掛けるとともに、会員の社内における情報の利用状況や新たな情報ニーズの把握に努めた。

2. 自主規制に係る事業

自主規制に係る事業については、7月1日施行の改正省令におけるバイナリーオプションに係る規制に対応して自主規制規則を制定するとともに、平成27年6月1日から施行される改正省令に伴う不招請勧誘規制の見直しについて、自主規制ルールとして「商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく留意事項」の見直しを検討した。

また、会員に対する指導や監査、会員の企業情報の開示等の事業を行った。

その他、違反等行為を行った役員使用人等2名に対する処分を行った。

(1) 不招請勧誘規制の見直しへの対応

① 理解度確認書面及びアラート機能の義務化の検討

4月5日に省令及び監督指針の改正案が公表されたが、これら改正案を説明する概要資料において、不招請勧誘規制の見直しに関連した自主規制ルールとして、㊦理解度確認書面の統一フォーマットを作成すること、㊧アラート機能を義務化することが掲げられた。4月21日、日本商品先物振興協会と共催で説明会を開催し、この省令及び監督指針の改正案について主務省より説明があった。

これを受けて、第59回自主規制委員会（4月23日開催）において、理解度確認書面及びアラート機能の義務化に関して素案を検討した。

その後、理解度確認書面については、6月13日と20日に消費者問題や紛争処理に関する学識者、自主規制委員会の会員委員等で構成する「理解度確認書面作成の検討に係る会合」を開催して素案を検討した。

一方、アラート機能の義務化については、7月2日に国内商品市場で個人顧客を対象に直面取引を行っている会員を対象とした「アラート機能の義務化に関する説明会」を開催し、アラートの計算式と通知方法等を取り纏めた案に対する意見を募った。

こうした手順を経て、第61回自主規制委員会（7月9日開催）において、省令第102条の2に規定する不招請勧誘規制の例外については「商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく留意事項」で対応することとし、その改正案の骨子と、理解度確認書面、アラート機能の素案について検討した。そして、第126回理事会（7月23日開催）において、これまでの検討状況を含めた不招請勧誘規制の緩和をめぐる状況を報告した。

② 改正省令等公布後の対応

1月23日に不招請勧誘規制の見直しを行うために改正された省令が公布され、監督指針と意見公募の結果も公表された。2月9日、日本商品先物振興協会と共催で説明会を開催し、改正された省令及び監督指針について主務省より説明があった。

これに併せて本会に求められた㊦ハイリスク取引の他社契約者及び未経験者に提出を求める各種書面の内容、㊧アラート機能の義務化、㊨再勧誘を防止するシステム等の導入義務、㊩悪質な外務員の排除、㊪紛争仲介の標準処理期間を6か月から4か月に短縮、㊫紛争仲介における関係資料の提出を事業者に義務付け、㊬すべての新規顧客に対して自主規制

機関が行う紛争仲介制度の周知について、第62回自主規制委員会（2月17日開催）において、本会の対応に係る基本方針と方向性を検討した。

次の第63回自主規制委員会（3月11日開催）において、上記④、⑦に関して紛争処理規程及び紛争処理規程に関する細則の改正の審議を行うとともに、⑦に関する検討を行った。

(2) 会員の企業情報の開示

平成26年3月期の年次開示資料については、7月31日と8月18日の2回に分けて本会Webサイトに掲載（9月決算の会員は、2月5日に掲載）し、平成25年3月期のものと併せて2期分（平成24年度終了後に入会した会員は、平成26年3月期分のみ）を開示した。

また、対象会員の取引開始基準については、商品先物取引業務に関する規則第18条第2項及び第3項に基づき、その変更や新規入会に伴い、随時その提出を求め、昨年度に引き続き本会Webサイトに掲載して開示した。

なお、弁護士等から本会に対してなされた平成25年3月期前や脱退会員等のWebサイトに未掲載の年次開示資料等の開示請求は11件（延べ84社）あり、本会で対応可能と判断したものについては、所定の手続きに則ってその請求に応じた。

(3) 会員に対する監査等の実施状況

商品先物取引業を廃止する1社に対して、商品取引事故等の処理状況を確認するための監査を書面により実施した。

(4) 自主規制ルールの整備

① 「バイナリーオプション取引に関する規則」の制定について

いわゆるバイナリーオプション取引等の個人向けの特定店頭商品オプション取引について、顧客による過度の投機的取引を防止する観点から適切な商品設計や業務を遂行する体制の整備を図るため、6月23日に公布された改正省令及び監督指針において新たな規制が導入された。そして、監督指針において「日商協の策定する自主規制ルールの内容を遵守しているかについて検証を行うこととする。」とされたことから、監督指針で留意すべきとされている商品性、顧客管理・取引管理、顧客への情報提供、適切な取引条件に対応した「バイナリーオプション取引に関する規則」を制定することとし、第60回自主規制委員会（5月20日開催）の審議を経て、第123回理事会（5月28日開催）において決定し、7月1日から施行した。

なお、規則の制定にあたり、バイナリーオプション取引の取扱いの先行事例である金融庁における内閣府令及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針、さらには証券及びFX取引に係るバイナリーオプション取引の自主規制ルールを検証した。

② 紛争処理規程、紛争処理規程に関する細則の一部改正について

1月23日に公布された改正省令及び監督指針に対応して求められた事項を含め、以下の理由により「紛争処理規程」及び「紛争処理規程に関する細則」の一部を改正することと

し、第63回自主規制委員会（3月18日開催）の審議を経て、第131回理事会（3月18日開催）において決定した。なお、平成27年4月24日付で主務大臣から紛争処理規程の変更に係る認可を受けている。

- ㊦ 申出件数の減少と事務処理のノウハウの蓄積により、平成25年度には手続き期間が4.4か月に短縮されている現状を踏まえ、標準手続き期間を現行の6か月から4か月に改正する。
- ㊧ 今回の省令改正で新たな書面の徴収とその保存が義務付けられたことから、より広く法律や本会の規則、会員の社内規則により作成又は取得して保存することが義務付けられている書類を提出しなければならない旨を規定する。
- ㊨ 紛争仲介利用者の利便性の向上を図るため、当事者が費用を負担することにより、紛争仲介の手続きのために提出された資料の閲覧又は謄写できる旨を規定する。
- ㊩ 平成24年4月1日から申出人の負担している「成立手数料」を当面无料とし、細則に定める成立手数料の額を「0円」としたが、今後も徴収しないことが相当と考えられることから、関係する規定を削除する。

③ 商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について（有価証券報告書の標準様式）の一部改正について

「退職給付に関する会計基準」が平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用されることにより、注記事項等の記載形式に変更があった。また、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正に伴い、有価証券報告書の記載項目及びその内容に変更があった。

これらに対応するため、株式公開会社である会員が作成する有価証券報告書の標準様式である「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」について、有価証券報告書の作成責任者の意見を踏まえて所要の見直しを行い、第60回自主規制委員会（5月20日開催）の審議を経て、第123回理事会（5月28日開催）において改正を行った。

(5) 会員の役員使用人等に対する指導、勧告、処分の実施状況

役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則に基づき、第36回綱紀委員会（12月19日開催）において、一任売買等を行ったとして会員から届出のあった2名について審議し、処分等を行った。

また、同規則に基づいて処分を受けた役員使用人等の氏名及び役職名、処分の内容、処分した理由、在籍会員名等を他の会員に周知するとともに、処分を受けた役員使用人等の氏名を除く事項を本会事務所において10営業日の間公示し、本会Webサイトにおいて1年間掲載した。

(6) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営

商品取引事故の確認申請等に関する規則に基づき、商品取引事故の主務大臣への事故確認

申請（様式第1号）、主務大臣への事故報告（様式第2号）及び本会への事故報告（様式第3号）について、当該報告に関する必要書類の添付状況等の点検を行った。本年度（平成26年4月分解決の5月報告から平成27年3月分解決の4月報告まで）は様式第1号が5件、様式第2号が192件、様式第3号が109件であった。

(7) 商品取引責任準備金の積立て、取崩し等の管理

商品取引責任準備金の積立て等に関する規則に基づき、毎月の準備金の積立て及び取崩し等の業務が適正に運営、管理されるよう指導を行った。

3. 苦情・紛争の解決に係る事業

苦情・紛争の解決に係る事業では、顧客等からの商品デリバティブ取引に係る問い合わせの対応、苦情処理、あっせん又は調停による紛争仲介に取り組んでいるところであるが、近年の苦情・紛争件数の減少に対応して、単に苦情、紛争の解決を図るだけでなく、会員に対して、顧客等とのトラブルの未然防止に役立つ情報の発信に努めた。

(1) 相談（問い合わせ）の受付状況

① 問い合わせの受付件数

	本年度	昨年度
現会員等に関するもの	240	360
国内取引	(202)	(263)
外国取引	(7)	(32)
店頭取引	(31)	(65)
元会員等に関するもの	37	52
その他	143	158
問い合わせ件数合計	420	570

※「現会員等に関するもの」は、集計時点の会員等で社名が判明した件数であり、「元会員等に関するもの」は、商品先物取引業務の廃止等ですでに会員等でない社であって社名が判明した件数である。

問い合わせの受付件数は420件で、昨年度（平成25年度）の570件と比べて150件（26.3%）の減少となった。

内訳をみると、現会員等に関するものは240件（57.1%）、元会員等に関するものは37件（8.8%）、その他（会員等の社名が判明しないもの、FX取引等の商品先物取引業以外の取引及び外務員の照会などの取引に直接関係しないもの等）は143件（34.0%）であった。

また、外国取引に関するものは7件（昨年度32件）、店頭取引に関するものは31件（同65件）となりそれぞれ昨年度から大幅に減少した。

② 問い合わせの内容別件数

問い合わせの内容（件数の多い順）	本年度	昨年度
損金を取り戻せるか否かに関するもの	① 51 (12.1%)	① 84 (14.7%)
外国為替証拠金取引に関するもの	② 31 (7.4%)	③ 33 (5.8%)
日商協の対応に関するもの （苦情処理・紛争仲介の手続き等）	② 31 (7.4%)	⑤ 23 (4.0%)
勧誘に関するもの	④ 27 (6.4%)	② 39 (6.8%)
売買に関するもの	⑤ 18 (4.3%)	⑥ 21 (3.7%)
商品先物取引の仕組み・制度について	⑥ 17 (4.0%)	⑦ 20 (3.5%)
上記以外の内容に関する問い合わせ	245 (58.3%)	350 (61.4%)
問い合わせ件数合計	420 (100.0%)	570 (100.0%)

※相談件数欄の丸数字は、当該年度の件数順位を示す。

(2) 苦情の受付及び処理の状況

① 苦情の受付件数

	本年度	昨年度
国内取引	16	25
外国取引	0	1
店頭取引	1	2
苦情件数合計	17	28

苦情の受付件数は17件であり、昨年度の28件に比べて11件（39.3%）の減少となった。これを商品デリバティブ取引別で見ると、国内取引に関するものが16件、店頭取引に関するものが1件であった。

また、本会の会員と提携している仲介業者に係るものが4件あった。

② 苦情の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度	昨年度
不当勧誘類型	13 (76.5%)	16 (57.1%)
一任売買類型	1 (5.9%)	1 (3.6%)
無断売買類型	2 (11.8%)	2 (7.1%)
過当売買類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
仕切回避類型	1 (5.9%)	5 (17.9%)
返還遅延類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
連絡不備類型	0 (0.0%)	2 (7.1%)
その他	0 (0.0%)	2 (7.1%)
合計	17 (100.0%)	28 (100.0%)

※「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

苦情の17件を申出事由類型別にみると、不当勧誘類型が13件で最も多かった。件数は昨年度より3件減少したものの、他の申出類型の件数も減少したため全体に占める割合は昨年度の57.1%から76.5%に上昇した。

③ 苦情の処理状況

処理結果	本年度	昨年度
解決	4 (23.5%)	16 (57.1%)
取下げ	0 (0.0%)	0 (0.0%)
打切り	10 (58.8%)	9 (32.1%)
処理中	3 (17.6%)	3 (10.7%)
苦情受付件数合計	17 (100.0%)	28 (100.0%)

苦情17件のうち、解決と打切りを合わせた14件（82.4%）が本年度内に処理を終了した。

(3) 紛争仲介の申出及び処理の状況

① 紛争仲介の申出件数

	本年度	昨年度
国内取引	21 (11)	25 (15)
外国取引	0 (0)	0 (0)
店頭取引	0 (0)	0 (0)
紛争仲介件数合計	21 (11)	25 (15)

※ 括弧内の数字は、紛争仲介件数のうち、紛争仲介直接申出の件数を示す。

紛争仲介の申出件数は21件であり、昨年度の25件に比べて4件（16.0%）の減少となった。これを商品デリバティブ取引別で見ると、全て国内取引に関するものであった。

また、本会の会員と提携している仲介業者に係るものが5件あった。

② 紛争仲介の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度		昨年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
不当勧誘類型	18 (85.7%)	11	19 (76.0%)	11
一任売買類型	1 (4.8%)	0	0 (0.0%)	0
無断売買類型	1 (4.8%)	0	2 (8.0%)	1
過当売買類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
仕切回避類型	1 (4.8%)	0	3 (12.0%)	2
返還遅延類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
連絡不備類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
その他	0 (0.0%)	0	1 (4.0%)	1
合計	21 (100.0%)	11	25 (100.0%)	15

※ 「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

紛争仲介の申出事由類型では、不当勧誘類型が21件中18件と全体の85.7%を占めた。

③ 紛争仲介の処理状況

処理結果	本年度		昨年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
解決	5 (23.8%)	1	5 (20.0%)	2
取下げ	1 (4.8%)	0	1 (4.0%)	1
打切り	5 (23.8%)	3	9 (36.0%)	5
処理中	10 (47.6%)	7	10 (40.0%)	7
合計	21 (100.0%)	11	25 (100.0%)	15

紛争仲介21件のうち、解決、取下げ、打切りを合わせた11件（52.4%）が「あっせん」手続きにより本年度内に処理を終了した。（昨年度は年度内に処理を終了した15件のうち、14件が「あっせん」手続きにより、1件が「調停」手続きにより処理された。）

また、昨年度に申し出のあった25件のうち処理中は10件あったが、このすべてが本年度中に処理が終了（解決5件、取下げ2件、打切り3件）した。

(4) 苦情と紛争仲介直接申出の状況

① 苦情等の受付件数

	本年度	昨年度
苦情	17	28
紛争仲介直接申出	11	15
苦情等件数合計	28	43

※紛争仲介の申出には、苦情から紛争に移行したものと、苦情を経ずに紛争仲介へ直接申し出たものに分類される。

「苦情」と「紛争仲介直接申出」を合計したもの（以下「苦情等」という。）の件数は28件であり、昨年度の43件に比べ15件（34.9%）の減少となった。

これを商品デリバティブ取引別でみると、国内取引に関するものが27件、店頭取引に関するものが1件であった。

また、本会の会員と提携している仲介業者に係るものが6件あった。

② 苦情等の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度	昨年度
不当勧誘類型	24 (85.7%)	27 (62.8%)
一任売買類型	1 (3.6%)	1 (2.3%)
無断売買類型	2 (7.1%)	3 (7.0%)
過当売買類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
仕切回避類型	1 (3.6%)	7 (16.3%)
返還遅延類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
連絡不備類型	0 (0.0%)	2 (4.7%)
その他	0 (0.0%)	3 (7.0%)
合計	28 (100.0%)	43 (100.0%)

※「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

苦情等の28件を申出事由類型別にみると、不当勧誘類型の24件で最も多かった。昨年度より3件減少したものの、他の申出類型の件数も減少したため全体に占める割合は62.8%から85.7%に上昇した。

③ 苦情等申出人（28名）の属性及び申出の契機

申出人の性別をみると、男性が25人（89.3%）、女性が3人（10.7%）で、男性の比率は昨年度（86.0%）より3.3%増加した。

申出人の商品デリバティブ取引経験の有無をみると、経験者が8人（28.6%）でその比率は昨年度（32.6%）より4.0%減少した。

申出人の年齢を年代別にみると、多い順に60歳代が8人（28.6%）、30歳代及び40歳代が各6人（21.4%）、50歳代が4人（14.3%）、70歳代が2人（7.1%）、20歳代及び80歳代が各1人（3.6%）であった。昨年度との比較では、60歳代の比率が16.3%から28.6%に増加した一方、昨年度最も多かった40歳代の比率が25.6%から21.4%に減少した。

申出人の職業別にみると、自営業者が10人（35.7%）と最も多く、次いで会社役員が9人（32.1%）、その他6人（21.4%）、無職が2人（7.1%）、会社員が1人（3.6%）の順となっており、昨年度との比較では、会社役員が3人（7.0%）から9人（32.1%）へと増加した一方、無職が11人（25.6%）から2人（7.1%）へと減少した。

申出の契機別にみると、多い順に「インターネットを見て」が9人（32.1%）と最も多く、次いで「主務省からの紹介」が4人（14.3%）、「契約締結前交付書面等を見て」「消費者センター等からの紹介」「弁護士からの紹介」が各3件（10.7%）となっており、昨年度と同様に「インターネットを見て」が最も多かった。

(5) 主務大臣に対する報告

本会で取り扱った苦情、あっせん・調停について、省令第129条及び第131条に基づき、毎月の集計は「苦情処理状況報告書」及び「あっせん・調停処理状況報告書」として、上期・下期の半期毎の集計は「苦情処理状況通知書」、「商品先物取引業者等別苦情受付処理件数表」及び「商品取引所別苦情受付件数表」として、それぞれ主務大臣あてに報告した。

(6) 会員への情報提供

① 苦情処理状況等

苦情の受付及び処理状況について、苦情処理規則に基づき、「苦情処理状況通知」として会員に周知した。

(当期に係わりのあった会員数)

平成25年度 下半期（10月～3月）分	4月9日実施	（6社）
平成26年度 上半期（4月～9月）分	10月8日実施	（10社）

② 相談（問い合わせ）状況

相談の対象となった会員に対して2か月毎に、受付件数及び相談内容を通知し、また、相談の中からトラブルの未然防止の参考となる事例を会員に周知した。

4月・5月受付分（6月16日実施）	6月・7月受付分（8月14日実施）
8月・9月受付分（10月15日実施）	10月・11月受付分（12月18日実施）
12月・1月受付分（2月17日実施）	

③ 苦情処理及び紛争処理結果

会員等の商品先物取引業務の改善等の参考となるよう、苦情処理規則及び紛争処理規程に基づき四半期毎に、苦情・紛争の申出内容及び処理結果等を会員に周知した。

なお、平成26年度第3四半期以降の分については、新たな周知方法で周知することとなった。

平成25年度第4四半期（1月～3月）分	6月30日実施	（苦情事例1件、紛争事例2件）
平成26年度第1四半期（4月～6月）分	8月13日実施	（苦情事例2件、紛争事例2件）
平成26年度第2四半期（7月～9月）分	12月3日実施	（苦情事例2件）

(7) 投資家等に対する情報提供

① 相談、苦情及び紛争処理状況等の資料

本会で受け付けた相談の概要、苦情及び紛争状況について、毎月及び半期ごとに集計を行い、適宜、本会Webサイトに掲載した。

また、本会による苦情の解決及びあっせん・調停による紛争の処理状況を整理・分析した資料として「2013年度（平成25年度）相談等業務レポート」を作成し、本会Webサイトに掲載した。

② Webによる相談等受付

利用者の利便性を向上させることを目的として、平成25年6月3日より開始したWebによる相談、苦情等の受付は、本年度は15件であった。

③ 商品デリバティブ取引の仕組み等

投資家の理解力の向上、トラブルの未然防止を目的として、昨年度本会Webサイトに掲載した国内取引及び店頭商品CFD取引の仕組み等につき、外国取引の特徴及びリスク等に関する情報を1月21日に本会Webサイトに掲載した。

(8) 消費者相談関係機関らの情報収集等

消費者相談関係機関からの情報収集のため、会議やシンポジウム等に参加した。

	会議等名	主催
1月24日	第20回消費者問題リレー報告会	消費者法ニュース発行会議
2月7日	消費者法の課題と展望IX	日本弁護士連合会、関東弁護士連合会等

4. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

外務員登録に係る事業は、主務大臣からの委任事務であり、引き続き円滑に実施した。

外務員登録資格試験及び登録更新講習に係る事業では、会員の利便性に寄与するため平成24年度に導入したコンピュータ方式を引き続き円滑に実施するとともに、7月1日に施行された改正省令に対応して外務員登録資格試験問題の見直しを行った。

研修に係る事業では、コンプライアンス体制確立プログラムに基づき、日商協ゼミナールを開催し、外務員に求められる法令や商品先物取引業務に関する基礎的な知識の習得とそのリニューアルを図った。

(1) 外務員の登録

平成27年3月末の登録者数は31,803名であった。平成26年3月末の登録者数31,117名から686名増加となった。

なお、従来から連続して統計を取っている国内取引に係る登録者数及び会員と提携している仲介業者の登録者数は表のとおりである。

〔本年度外務員登録状況〕

(単位：人)

	合計	うち国内取引	うち仲介業者
登録者数	2,673	344	38
登録更新者数	200	200	0
登録抹消者数	1,987	375	32
年度末外務員数	31,803	2,277	187

(2) 外務員登録資格試験の実施

受験者の利便性を考慮し、全国各地で受験可能なコンピュータ方式を平成24年度に導入し、本年度も引き続き円滑に実施した。

資格試験の延べ受験者数は492名であり、昨年度の受験者数525名より33名減少した。

〔本年度外務員登録資格試験実施状況〕

(単位：人)

	受験者数	合格者数	合格率
4 月 度	44	39	88.6%
5 月 度	217	187	86.2%
6 月 度	35	26	74.3%
7 月 度	16	10	62.5%
8 月 度	18	12	66.7%
9 月 度	30	21	70.0%
10 月 度	22	15	68.2%
11 月 度	31	18	58.1%
12 月 度	17	12	70.6%
1 月 度	18	10	55.6%
2 月 度	21	9	42.9%

	受験者数	合格者数	合格率
3 月 度	23	15	65.2%
計	492	374	76.0%

(3) 登録更新講習の実施

登録更新講習も資格試験と同様にコンピュータ方式を平成24年度に導入し、本年度も円滑に実施した。

更新講習の受講者数は427名で修了者は427名であった。そのうち、更新のための修了者は379名、再登録のための修了者は48名であった（昨年度と比較して、受講者数としては218名の増加、修了者としては220名の増加、更新者は211名の増加、再登録者は9名の増加となった）。

〔本年度更新講習実施状況〕

（単位：人）

	受講者数	修了者数	更新講習修了者の内訳	
			更新	再登録
4 月 度	27	27	25	2
5 月 度	41	41	39	2
6 月 度	13	13	12	1
7 月 度	20	20	16	4
8 月 度	46	46	43	3
9 月 度	64	64	55	9
10 月 度	35	35	30	5
11 月 度	23	23	21	2
12 月 度	30	30	24	6
1 月 度	32	32	27	5
2 月 度	42	42	35	7
3 月 度	54	54	52	2
計	427	427	379	48

(4) 日商協ゼミナールの開催

本ゼミナールは、会員役職員に対し幅広く情報や知識を提供し資質の向上を図るものとして毎年開催しているものであり、本年度も「2015年春に向けての金市場動向をよむ（9月26日）」「最新判例にみる金融商品トラブルの実際と防止策（10月10日）」などのテーマで計4回実施し、延べ92名の役職員が受講した。

(5) 外務員教育教材「コモディティハンドブック（副読本）」の制作

貴金属編、石油・ゴム編、農産物編の3分冊編成で商品の需給や価格の変動要因等に関する情報を取りまとめたコモディティハンドブック（既刊）には、顧客資産の損益計算方法などの記述がなかったため、計算問題を中心とした「コモディティハンドブック（副読本）」を作成し、外務員が日々の業務の中で活用でき、かつ、外務員自身が自学自習できるように

した。(刊行は平成27年5月)

(6) 外務員用シラバス（手引書）の作成と外務員登録資格試験におけるその活用

外務員登録資格試験を受験するに際して自学自習することができ、より試験に取り組みやすくするため、また、外務員に求められる知識水準の持続的な向上を図る目的で、11月に外務員登録資格試験における外務員に求めるべき知識を明確にした手引書を作成し、会員にその案内と配付を行った。

(7) 個人情報の保護に関するセミナーの開催

① マイナンバー制度と支払調書に関する説明会

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）が平成28年1月1日に施行されることにより、住民票を有する全員に固有の番号（個人番号、マイナンバー）が付番されるとともに、番号を記載したカードが平成27年10月から個別に通知されることとなった。このマイナンバーは、税・社会保障・災害対策の行政手続きで利用されるものであり、具体的には税務関係、社会保障関係の書類においてマイナンバーの記入が求められることになる。

会員が作成する委託者の行った取引に関する支払調書にも委託者のマイナンバーを記載するため、国税庁から会員向けに説明を行いたい旨の申し入れがあり、12月9日に日本商品先物振興協会と共催で説明会を開催した。

② 個人情報保護に関するセミナー

6月に発覚した教育関係業者の個人情報の漏えい事件を受け、主務省から会員各社に個人情報漏えい防止に向けた対応徹底について周知するよう本会に依頼があり、8月と9月に会員に個人情報保護法等の遵守に関し万全を期されたい旨通知した。

また、12月12日に経産省の「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」が改正され、平成28年1月1日にはマイナンバー法が施行されることとなるなど、一層厳格な個人情報の管理が社会的に求められている。

このような状況から、3月25日、本会の理事であり中央大学法科大学院教授・弁護士の升田純氏を講師に招き、経産省ガイドラインの改正の概要を中心に「個人情報保護法をめぐる最近の状況ーガイドラインの改正等への対応ー」と題して、会員各社の営業幹部及び管理責任者を対象としたセミナーを開催した。

5. 広報等に係る事業

(1) インターネットの活用

会員との情報伝達や、投資家、関係機関等に本会の事業をより幅広く周知するための重要な手段としてWebサイトを用いている。本年度における本会Webサイトの総訪問件数は132,889件で、昨年度（134,975件）より2,086件減少した。

① 投資家向けコンテンツの充実

投資家の理解力の向上、トラブルの未然防止を目的として、昨年度に国内取引及び店頭商品CFD取引の仕組み等を本会Webサイトに掲載したところであるが、本年度は1月21日に外国商品市場取引に関する特徴及びリスク等に関する情報を掲載した。

また、登録外務員数、苦情・相談等受付状況、店頭商品CFD取引の月次データ等、統計情報の更新を適時行った。

② 会報の作成

本会の活動内容を会員や投資家等にわかりやすく発信するため、8月、11月、1月に会報を作成し、Webサイトで公開した。

③ 会員向け情報提供

会員専用ページにおいて、本会及び主務省等からの情報の周知を行った。

④ 情報公開

本会は、特別の法律（商先法）により設立される法人であるため、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（平成18年8月15日閣議決定）」に則り、本会の定款、役員名簿、会員名簿、事業計画書、事業報告書、収支予算書、財務諸表等を事務所に備え付けるとともに、Webサイトに掲載し公表した。

(2) 報道関係への対応

① 会長インタビュー

11月10日付のRTC/J-COM（時事通信）に、荒井会長のインタビュー記事「勧誘規制を緩めても元に戻る心配ない」が掲載された。

② 一般紙等記者発表の開催

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象に、理事会及び重要事項について記者発表を計4回開催した。

③ ニュースリリースの発行

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブを対象とした協会広報としてニュースリリースを計34回発行した。

II 総務に関する事項

1. 本年度の事業計画・収支予算及び会費

(1) 事業計画

商品先物取引業界の経営環境は引き続き厳しい状況下であるが、自主規制機関に求められる社会的役割は不変であることから、本年度も①商品デリバティブ取引の社会的信頼性の向上、会員のコンプライアンス向上の支援、②会員が行う商品先物取引業務の側面支援、③能率的な協会運営、財政の安定を基本方針に事業計画を作成し、第27回臨時総会（平成26年3月19日開催）において決定した。

事業計画は次のとおり。

平成26年度 事業計画

1. 自主規制に係る事業

- (1) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールを整備
 - ① 規制改革実施計画に基づく規制の見直しに対応した自主規制ルールを整備
 - ② 商品デリバティブ取引の種類や取引実態を踏まえた自主規制ルールを整備
- (2) 会員の適正な商品先物取引業務の確保
 - ① 規制改革実施計画に基づく規制の見直しに対応した適正な商品先物取引業務の確保に向けた指導
 - ② 「コンプライアンス体制確立プログラム」に基づく確認監査の結果を踏まえ、商品デリバティブ取引の種類及びビジネスの実態に応じたコンプライアンス体制の確立に向けた指導
 - ③ 苦情及び紛争の多い会員に対する改善指導
 - ④ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施
- (3) 会員の監査
 - ① 会員の商品先物取引業務及び財務、経理に関する監査の実施
 - ② 社内監査の実施体制及び社内監査の結果に関する調査、指導
- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
- (5) 会員の商品先物取引業務に関する企業情報の開示

2. 苦情・紛争の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (2) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な運営
 - ① 紛争仲介業務の迅速な実施
 - ② 利用者の声を生かした円滑な紛争仲介業務の実施
 - ③ ADR促進法に基づく認証紛争解決事業者としての認証の取得の準備
- (3) 苦情・紛争等内容の調査、分析及び周知
- (4) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録等の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
 - ① 試験問題の見直し
 - ② 受験のためのシラバスの作成
- (3) 登録更新講習の的確な運営、実施
- (4) 外務員等の資質向上策等の検討、実施
 - ① 外務員等に対するセミナー等の開催
 - ② 外務員等の教育教材の制作
 - ③ 内部管理責任者制度の創設の検討

4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイトのコンテンツの充実、強化
- (2) 協会の認知度向上策の実行
- (3) 協会事業等に係る情報提供
 - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
 - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ④ マスコミ報道機関等への情報提供
- (4) 総合的取引所の実現の可能性を踏まえ、金融商品取引業協会との連絡、調整

(2) 当初収支予算及び会費

① 当初収支予算

本年度の当初収支予算は、事業計画を的確かつ効率的に推進し、また、中期的な協会運営の安定を図りつつ自主規制団体としての重要な役割を果たすための予算を策定した。

当初収支予算の規模は、収支同額の353,701千円（昨年度予算359,636千円）とし、本年度の会費必要額は、総支出額から手数料収入8,210千円、前期繰越額55,491千円を引いた290,000千円（昨年度同額）とした。

② 会費体系、会費の額

会費体系については、「入会金及び会費の額並びにその支払方法について」（平成23年6月15日施行 以下、「会費の支払方法について」という。）に基づき算出した。

本年度の会費額の算出条件は次のとおりとした。

【算出の基礎となる条件】

- ・ 本年度の会員数の見込み 51社
- ・ 会費必要額 2.9 億円
- ・ 定額会費と比例会費の配分 定額会費対象額 1.5 億円、比例会費対象額 1.4 億円

【各会員の会費（年額）】

- ・定額会費 2,941,100円（1.5億円÷51社 百円未満切り捨て）
- ・比例会費 （計算式は下のとおり ※1）

一会員の商品先物取引業に係る営業収益の金額 (※2、※3)	×	比例会費対象額 (1.4億円)
全会員の商品先物取引業に係る営業収益の合計額 (41,367,904千円 ※3)		

※1 端数処理の方法は「会費の支払い方法について」に記載。

※2 営業収益の額が「マイナス」の場合は「0」。

※3 各会員からの平成25年1月から12月の営業収益の報告額をもとに算出。ただし、年の途中から事業を開始した会員は、事業を行った月の営業収益の月平均額を12倍にした額とした。

(3) 変更収支予算

平成27年度の会費必要額を決定するためには、昨年度からの繰越額が必要となるため、仮決算的に本年度の変更収支予算を作成した。第65回総務委員会（2月16日開催）で検討を行い、第130回理事会（2月25日開催）の審議を経て、第28回臨時総会（3月18日開催）において承認された。

① 収入

当初収支予算の事業活動収入の合計は298,210千円であったが、年度途中に1社の入会があったこと、また、受講受験料収入等の増加により470万円ほど増え、変更予算では302,899千円となった。

② 支出

本年度の予算の執行にあたっては、例年どおり年度当初から各事業の実施方法をきめ細かく検討し事業費及び管理費とも最大限の削減に努めた。その結果、事業費支出と管理費支出の合計である事業活動支出計は、当初収支予算320,716千円のところ、変更収支予算では276,600千円となり、4,400万円ほどの削減となった。

投資活動支出では、移転先である東京商品取引所ビルが「敷金保証金」を不要としていることから、代替の資産として運営準備積立資産を積み立てるために運営準備積立資産取得支出（2,000万円）を行い、将来的に移転等が必要となった場合の資金を確保することにした。

また、サーバーやパソコン等の更新をおよそ1年後に控えていることから、システム更新等準備積立資産取得支出（500万円）などを行った。

③ 次期繰越収支差額

以上の結果、変更収支予算における当期収支差額は28,805千円のマイナスとなり、昨年度（平成25年度）からの繰越収支差額79,304千円を加味すると次期（平成27年度）繰越収支差額は50,499千円となった。

(4) 新規入会年度の会費負担の軽減

平成23年1月の商先法完全施行を機に新規入会が進み、平成23年度末には会員数が59社まで増加したものの、その後は減少傾向にあり、本年度の会費算出のための会員数は51社と

なった。

会員数の減少は、既存会員の会費額の増加に直接繋がることから、新規入会を促進するために「会費の支払方法について」の一部改正を二度にわたって行い、新規入会者の負担軽減を図った。

改正の内容及び経過は次のとおりで、いずれも総務委員会及び理事会の審議を経て、総会において承認された。

施行日	6月18日（1回目）	3月18日（2回目）
改正の内容	<ul style="list-style-type: none">・入会した年度は比例会費を免除し、定額会費のみとする。・新会費制度を導入した平成23年度における特例の記載を削除。	<ul style="list-style-type: none">・入会した年度の会費は定額会費も含めすべて免除する。・入会金の納入時期は、原則として会員となった日の属する月とする。
改正の経過	5月15日 第61回総務委員会 5月28日 第123回理事会 6月18日 第23回通常総会	2月16日 第65回総務委員会 2月25日 第130回理事会 3月18日 第28回臨時総会

2. 協会運営の合理化等

(1) 主たる事務所の移転

株式会社東京商品取引所は、7月に設置した経営刷新会議（同社社長の私的諮問機関）が同社ビルに商品先物取引の関係団体をテナントとして誘致することを提言したことにより、本会に対して同社ビルへ入居するよう要望した。これを受け、本会は第62回総務委員会（9月19日書面開催）及び第127回理事会（10月1日開催）において、財政面やオフィス環境、業務効率の観点から移転の妥当性を検証した結果、平成27年4月頃、同社ビルへ移転することを決定した。

その後、関係者と移転に係る種々の調整をした結果、新事務所での業務開始日が3月30日、日商協ビルの賃貸借契約解除日が3月31日となったため、これを第131回理事会（3月18日）に報告、了承され、予定どおり移転が完了した。

【新住所】東京都中央区日本橋堀留町一丁目10番7号 東京商品取引所ビル6階

(2) 定款の一部改正

平成25年12月13日、総務省行政評価局が平成24年12月から平成25年11月までの間に行った「行政評価等プログラム」に基づく「特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視」の「結果報告書」を公表したのを受け、総務大臣は、主務大臣に必要な改善措置についての勧告を行った。

この勧告上、本会の関係する点としては、財務諸表の注記等と一体的に構成されている貸借対照表及び正味財産増減計算書のほか事業報告書について、法人運営の基盤整備を図ることで法人のガバナンスを強化し、法人自らの事務処理実施の継続性を担保する観点から、これらの書類の一般国民への公開に関する規定を法令上義務付けるか、又は当該法人の定款等の内部規程において整備するよう指導することを求めたため、主務省から本会に対してこの改善措置の指導があった。

よって、本会の事業報告書（事業概況報告書）、財務諸表等を一般国民への公開に関する規定を整備するための定款改正を第60回総務委員会（平成26年2月17日開催）及び第122回理事会（同年2月26日開催）の審議を経て、第27回臨時総会（同年3月19日開催）において決定し、4月23日付で主務大臣の定款変更の認可を受け、5月1日に施行した。

3. 役員・委員会委員の異動

(1) 役員の変更

本年度は役員の変更期であった。諸規則に則って改選が行われ、第23回通常総会（6月18日開催）において理事14名（会員理事4名、会員外理事10名）及び監事3名（会員監事1名、会員外監事2名）が選任された。

また、同日に開催された第124回理事会において、理事のうちから、会長（荒井史男理事）、副会長（二家勝明理事、守田猛理事）、専務理事（杉田定大理事）を互選した。

通常総会に諮られるまでの選考経過は次のとおりである。

① 会員役員

第122回理事会（平成26年2月26日開催）において、次期会員役員の選任方法は「選挙」ではなく、会員役員候補者の選定を行う選考委員が選定した指名候補者を承認する方法とするよう臨時総会に提案することとなり、第27回臨時総会（同年3月19日開催）において原案どおり承認された。

また、選考委員の人選については、会長が同臨時総会に7名を提案し、原案どおり承認された。

選考委員会は5月15日、委員6名の出席の下に開催され、役員選任規程に定められた基準に従って選考が行われ、役員候補者を選定した。

② 会員外役員

会員外役員については、役員選任規程に基づき、会長が役員候補者を選定した。

(2) 役員の変更

本年度の役員の変更は次のとおりであった。

役員区分	氏名	会員名	事由	年月日
理事	亀澤宏規	㈱三菱東京UFJ銀行	新任	H26. 4. 1

役員区分	氏名	会員名	事由	年月日
理事	亀澤宏規	㈱三菱東京UFJ銀行	辞任	H26. 6. 2
会長	荒井史男	会員外	再任	H26. 6. 19
副会長	二家勝明	日本ユニコム㈱	再任	H26. 6. 19
副会長	守田 猛	会員外	再任	H26. 6. 19
専務理事	杉田定大	会員外	再任	H26. 6. 19
理事	天坂春敏	会員外	再任	H26. 6. 19
理事	稲垣隆一	会員外	再任	H26. 6. 19
理事	宇佐美 洋	会員外	再任	H26. 6. 19
理事	江崎 格	会員外	再任	H26. 6. 19
理事	岡地和道	岡地㈱	再任	H26. 6. 19
理事	梶山敬士	会員外	再任	H26. 6. 19
理事	多々良 實夫	豊商事㈱	再任	H26. 6. 19
理事	玉置正人	㈱三菱東京UFJ銀行	新任	H26. 6. 19
理事	升田 純	会員外	再任	H26. 6. 19
理事	三村光代	会員外	再任	H26. 6. 19
監事	木下恵嗣	会員外	再任	H26. 6. 19
監事	中島義則	会員外	再任	H26. 6. 19
監事	細金英光	㈱フジトミ	再任	H26. 6. 19
理事	玉置正人	㈱三菱東京UFJ銀行	辞任	H27. 3. 31

(3) 委員会委員の異動

本年度の委員会委員の異動は次のとおりであった。

なお、常設委員会（自主規制委員会、総務委員会）、規律委員会及び綱紀委員会については任期満了（常設委員会及び規律委員会は7月24日、綱紀委員会は9月25日）に伴い、第126回理事会（7月23日開催）においていずれも改選が行われた。

委員会名	氏名	事由	年月日	
自主規制委員会	委員	伊藤健人	新任	H26. 4. 1
	委員	伊藤健人	辞任	H26. 4. 17
	委員	久保田 彰	新任	H26. 4. 23
	委員	白石知芳	辞任	H26. 6. 20
	委員	三村明彦	新任	H26. 7. 1
	委員長	荒井史男	再任	H26. 7. 25
	副委員長	升田 純	再任	H26. 7. 25
	委員	稲垣隆一	再任	H26. 7. 25
	委員	尾崎安央	再任	H26. 7. 25
	委員	河島 毅	再任	H26. 7. 25
	委員	河内隆史	再任	H26. 7. 25

委員会名	氏名	事由	年月日	
	委員	久保田 彰	再任	H26. 7. 25
	委員	近藤 益生	再任	H26. 7. 25
	委員	佐川 浩	再任	H26. 7. 25
	委員	澤田 純	再任	H26. 7. 25
	委員	梶山 敬士	再任	H26. 7. 25
	委員	三村 明彦	再任	H26. 7. 25
	委員	守田 猛	再任	H26. 7. 25
	委員	久保田 彰	辞任	H27. 3. 31
総務委員会	委員	福嶋 輝久	新任	H26. 4. 1
	委員	福嶋 輝久	退任	H26. 7. 24
	委員長	二家 勝明	再任	H26. 7. 25
	副委員長	多々良 實夫	再任	H26. 7. 25
	委員	岡地 和道	再任	H26. 7. 25
	委員	岡本 安明	再任	H26. 7. 25
	委員	木下 恵嗣	再任	H26. 7. 25
	委員	小池 一弘	再任	H26. 7. 25
	委員	清水 清	再任	H26. 7. 25
	委員	中島 義則	再任	H26. 7. 25
	委員	西井 謙一	新任	H26. 7. 25
	委員	古田 省三	再任	H26. 7. 25
	委員	細金 英光	再任	H26. 7. 25
	委員	三村 光代	再任	H26. 7. 25
	委員	小池 一弘	辞任	H26. 11. 30
	委員	西井 謙一	辞任	H27. 3. 31
規律委員会	委員長	荒井 史男	再任	H26. 7. 25
	副委員長	升田 純	再任	H26. 7. 25
	副委員長	二家 勝明	再任	H26. 7. 25
	委員	稲垣 隆一	再任	H26. 7. 25
	委員	江崎 格	再任	H26. 7. 25
	委員	岡地 和道	再任	H26. 7. 25
	委員	梶山 敬士	再任	H26. 7. 25
	委員	多々良 實夫	再任	H26. 7. 25
綱紀委員会	委員長	天坂 春敏	再任	H26. 9. 26
	委員	稲垣 隆一	再任	H26. 9. 26
	委員	高井 康行	再任	H26. 9. 26
	委員	高木 賢	再任	H26. 9. 26
	委員	多々良 實夫	再任	H26. 9. 26
	委員	二家 勝明	再任	H26. 9. 26
	委員	古田 省三	新任	H26. 9. 26
	委員	細金 英光	再任	H26. 9. 26
	委員	守田 猛	再任	H26. 9. 26
	委員	山崎 宏征	再任	H26. 9. 26
委員	山中 教史	新任	H26. 9. 26	

4. 会員の異動

年度当初の本会の会員は51社であったが、年度内の次の異動により年度末の会員数は49社となった。

(1) 加入

会員名	会員代表者名	年月日
プレミアム証券(株)	戸崎正次郎	H26. 7. 4

(2) 脱退

会員名	事由	年月日
(株) U H G	商品先物取引業の廃止	H26. 9. 30
松井証券(株)	商品先物取引業の廃止	H27. 3. 31

(3) 合併

合併後商号	合併会社	年月日
楽天証券(株)	楽天証券(株)と ドットコモディティ(株)	H26. 7. 1

(4) 商号の変更

新商号	旧商号	年月日
(株) さくらインベスト	(株) アップルタイムズマーケット	H26. 5. 1
(株) e f x . c o m 証券	e f x . c o m (株)	H26. 10. 18

(5) 会員代表者の変更

会員名	新代表者名	旧代表者名	年月日
第一商品(株)	山中教史	土肥章	H26. 4. 1
(株) みずほ銀行	浅見英紀	柴田利喜	H26. 4. 1
(株) 三井住友銀行	後藤英夫	西崎龍司	H26. 4. 1
日産センチュリー証券(株)	二家英彰	二家勝明	H26. 6. 1
日本ユニコム(株)	二家勝明	青山秀世	H26. 6. 1
(株) 三菱東京UFJ銀行	玉置正人	亀澤宏規	H26. 6. 2
GMOクリック証券(株)	鬼頭弘泰	高島秀行	H26. 6. 24
カネツ商事(株)	齊藤美知男	若林正俊	H26. 6. 30
プレミアム証券(株)	三日市理	戸崎正次郎	H26. 8. 1
I G 証券(株)	アレグザンダー・チャルズ・ フレドリック・ハワード	小池一弘	H26. 11. 30